

社援発0401第23号

令和7年4月1日

各 都道府県知事 殿  
市区町村長

厚生労働省社会・援護局長  
(公印省略)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等施行事務取扱要領の施行について

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律（令和7年法律第18号）第1条の施行に伴い、戦傷病者戦没者遺族等援護法等施行事務取扱要領を別添のとおり定めたので、通知する。

なお、令和5年3月31日付け社援発0331第26号で通知した戦傷病者戦没者遺族等援護法等施行事務取扱要領（令和5年3月）は廃止する。